

中期計画に定める使途（事業等）に充てられる剰余金の額の承認に係る意見聴取について

1 意見聴取の根拠

決算における剰余金は、原則として「積立金」として整理しなければならないが、県知事の承認を受けて、「目的積立金」として、中期計画に定める剰余金の使途（※）に充てることができる。ただし、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。（地方独立行政法人法第40条）

（※）鳥取県産業技術センターの中期計画に定める剰余金の使途

「4 剰余金の使途：決算において剰余金が発生した場合は、企業支援業務の充実強化及び組織運営、施設・機器の整備、改善に充当する。」

2 平成25年度決算における剰余金の概要

○剰余金 105,355,811円

（内訳）

自己収入の増加によるもの	21,697,310円
効率的な業務運営によるもの	83,658,501円

3 剰余金処分【案】

●目的積立金へ、105,355,811円を計上

※中期計画であらかじめ定められている「剰余金の使途」に使用可能となる。

●積立金は0円（計上なし）

※損益計算において発生した損失に充当するもの。

【参考】剰余金を「目的積立金」に充当する場合の考え方

（1）損失の処理が不要であること

当該法人は繰越損失が存在せず、したがって、平成25年度決算により生じた剰余金をもって、繰越損失を埋める必要がないこと。

（2）剰余金は法人の経営努力の結果生じたものであると認められること。

○経営努力認定の考え方

法人の運営費交付金債務は、退職一時金以外については全て行うべき事業を行うことを前提とした「期間進行基準」により収益化していることから、法人において当該年度に行うべき事業を予定どおり行えば、基本的には収支が均衡することになるものであること。

したがって、行うべき事業を予定どおり行った場合（※）であって、なお剰余金が生じた場合は、これを法人の業務運営の効率化等の経営努力の結果生じたものとすることが妥当であること。

（※）法人が当該年度に行うべき事業を予定どおり行ったか否かの判断基準

法人が、中期計画に記載されている当該事業年度に行うべき事業を予定どおり行ったか否かに係る判断基準は、他都県の公設試験場における経営努力認定の考え方を参考に、次のとおりとしたこと。

区分	具体的な内容	剰余金処分の取扱い
行うべき事業を行った場合	当該年度の項目別評価において、すべての項目で評価「3」以上（「概ね計画どおりに業務が進捗している」）であること。	剰余金全額を「目的積立金」として処分
行うべき事業を行わなかった場合	当該年度の項目別評価において、評価「2」以下（「計画に対して業務の進捗がやや遅れている。」）の項目があること。	剰余金のうち、評価「2」以下の項目に係る事業相当額は、「積立金」として処分

【参考1】地方独立行政法人法上の剰余金の取扱いについて

○地方独立行政法人法

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 (略)

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する剰余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その剰余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 (略)

5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 (略)

【参考2】地方独立行政法人の経営努力認定について

○地方独立行政法人会計基準

第72 法第40条第3項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」としてその総額を表示しなければならない。（参考）

<参考> 経営努力認定の考え方について

1 利益の処分に関する書類における「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）は、当該事業年度における利益のうち地方独立行政法人の経営努力により生じたとされる額である。

2 上記1の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な用途でなければならない。

3 「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。

4 具体的には、以下の考え方によるものとする。

- (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益であって、当該利益が当該地方独立行政法人の経営努力によるものであること。
- (2) 費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が地方独立行政法人の経営努力によるものであること（中期計画等の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。）
- (3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること。

【参考3】他都県の公設試験場での行うべき事業を予定どおり行ったか否かの判断基準

○地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

業務実績評価の評定が、「S」（年度計画を大幅に上回って実施している）、「A」（年度計画を上回って実施している）、「B」（年度計画を概ね順調に実施している）がおおむね80%以上

○地方独立行政法人岩手県工業技術センター

業務実績評価の評定が、「B」（概ね計画どおり進んでいる。）以上の評価が8割以上